

年	一般機械器具製造業 (平成2年4月19日新設) (平成12年11月26日廃止)		輸送用機械器具製造業 (平成2年4月19日新設) (平成12年11月26日廃止)		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業 (平成12年11月27日新設)		公示年月日	効力発生日
	日額	時間額	日額	時間額	日額	時間額		
平成3年	4860円	608円	4860円	608円	-	-	(般)平成3年11月28日 (輸)平成3年11月28日	(般)平成3年12月28日 (輸)平成3年12月28日
平成4年	5080円	635円	5080円	635円	-	-	(般)平成4年12月1日 (輸)平成4年12月1日	(般)平成4年12月31日 (輸)平成4年12月31日
平成5年	5240円	655円	5240円	655円	-	-	(般)平成5年10月14日 (輸)平成5年10月14日	(般)平成5年11月27日 (輸)平成5年11月27日
平成6年	5375円	672円	5380円	673円	-	-	(般)平成6年10月18日 (輸)平成6年10月18日	(般)平成6年11月27日 (輸)平成6年11月27日
平成7年	5505円	689円	5515円	690円	-	-	(般)平成7年10月25日 (輸)平成7年10月25日	(般)平成7年11月27日 (輸)平成7年11月27日
平成8年	5640円	705円	5650円	707円	-	-	(般)平成8年10月21日 (輸)平成8年10月22日	(般)平成8年11月27日 (輸)平成8年11月27日
平成9年	5780円	723円	5790円	724円	-	-	(般)平成9年10月28日 (輸)平成9年10月23日	(般)平成9年11月27日 (輸)平成9年11月27日
平成10年	5890円	737円	5900円	738円	-	-	(般)平成10年10月23日 (輸)平成10年10月26日	(般)平成10年11月27日 (輸)平成10年11月27日
平成11年	5946円	744円	5946円	744円	-	-	(般)平成11年10月22日 (輸)平成11年10月20日	(般)平成11年11月27日 (輸)平成11年11月27日
平成12年	-	-	-	-	5995円	750円	平成12年10月25日	平成12年11月27日
平成13年	-	-	-	-	6036円	755円	平成13年10月24日	平成13年11月27日
平成14年	-	-	-	-	-	756円	平成14年10月23日	平成14年11月27日
平成15年	-	-	-	-	-	757円	平成15年10月27日	平成15年11月27日
平成16年	-	-	-	-	-	759円	平成16年10月28日	平成16年11月27日
平成17年	-	-	-	-	-	763円	平成17年10月27日	平成17年11月27日
平成18年	-	-	-	-	-	769円	平成18年11月14日	平成18年12月14日
平成19年	-	-	-	-	-	779円	平成19年11月19日	平成19年12月19日
平成20年	-	-	-	-	-	787円	平成20年11月13日	平成20年12月13日
平成21年	-	-	-	-	-	789円	平成21年11月5日	平成21年12月5日
平成22年	-	-	-	-	-	794円	平成22年10月28日	平成22年11月27日
平成23年	-	-	-	-	-	796円	平成23年10月28日	平成23年11月27日
平成24年	-	-	-	-	-	801円	平成24年11月28日	平成24年12月28日
平成25年	-	-	-	-	-	809円	平成25年10月31日	平成25年11月30日
平成26年	-	-	-	-	-	821円	平成26年10月28日	平成26年11月27日
平成27年	-	-	-	-	-	834円	平成27年10月27日	平成27年11月27日
平成28年	-	-	-	-	-	848円	平成28年10月25日	平成28年11月27日
平成29年	-	-	-	-	-	865円	平成29年10月24日	平成29年11月27日
平成30年	-	-	-	-	-	883円	平成30年10月24日	平成30年11月27日
令和元年	-	-	-	-	-	903円	令和元年10月28日	令和1年11月27日
令和2年	-	-	-	-	-	905円	令和2年11月11日	令和2年12月11日
令和3年	-	-	-	-	-	927円	令和3年11月16日	令和3年12月16日
令和4年	-	-	-	-	-	956円	令和4年11月16日	令和4年12月16日

※当該期間においては、件名「一般機械器具、自動車、同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業」でしたが、日本標準産業分類（第12回）の改定により、平成20年度より件名が変更となりました。件名の変更にあたり、適用する使用者及び労働者に変更はありません。

(注)般)は一般機械器具製造業、(輸)は輸送用機械器具製造業を表す。